

令和3年度第7回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和3年度第7回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員以上の1名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は13名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■両委員にお願いいたします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-17の案件につきまして、■■■■推進委員お願いいたします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号4-17について報告します。場所は■■支所から■■■に■■■kmの場所にあります。10月25日に■■委員さんと私とで現地調査致しました。先ほど局長が言われた通り駐車場として利用したいということです。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
	■番	■番■■■■です。先ほど事務局のほうから3年間の一時転用ということを知りましたが、4年目からどうなるのか教えて下さい。
	事務局長	事務局から説明します。駐車場として3年間の一時転用でございますので、先ほど説明した通り3年間で体力回復と資力の復元に勤めて、それまでに新たな駐車場が必要になれば駐車場を探すということでございます。
	議 長	4年後はぶどう栽培に戻すということでしょうか？
	事務局長	はい、根域制限栽培をされるんですが鉢植えです。ですから今の写真を見てもらったら分かりますが砂利を敷いておられますから、その上にハウスを設置して栽培は可能であります。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

		を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-21の案件につきましては8月の時点で調査をしておりますので、今回は現地調査を依頼しておりません。5-22の案件につきましては■■■■推進委員をお願いします。
	■■■番	■■■■担当の■■■番■■■でございます。事前審査は10月26日に■■■委員と私と申請者の代理人であります■■■■の■■■さんの3名立ち合いの上審査いたしました。場所ですが■■■より■■■方面に■■■■という施設がありますがそれより■■■の方向へ約■■■のところで、地図上の赤い旗が建っているところにありました。当家において分家をということで、家を建てるために造成をされておられました。最終的に始末書まで出ておりまして現在造成が完了しておりましたことを報告致します。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	事務局長	事務局から少し補足説明ですが、今■■■推進委員さんから報告がありましたが航空写真の旗が建っておりますところの左にうっすら青いものが見えます。ここが始末書が出ています倉庫でございます。それと右下に■■■番地畑と書いてあります。その中の右下に建物がありますがそれも車庫になりますのでまた今後一部転用の申請が出される予定となっております。
	■■■番	■■■番■■■です。5-21について伺いたいんですが、前回出た譲受人がまだ登記する前に譲受人が変わったからまた改めて出てきたということでしょうか。
	事務局長	登記というのは所有権移転の登記のことでしょうか？今まだ所有権移転の登記はできておりません。前回出した■■■■さんが資力の関係で資金の調達が出来なくなりまして、今回事業経営承継をして■■■■さんになりました。太陽光の施設についてはそのままでございます。登記されて前回の当初計画者の■■■■さんが土地の名義を替えられて資金の調達ができず出来なかった場合は取り消しです。取り消して一旦取り下げてもらって新たに申請を出すという場合もありますが、今回は登記も何も完了してないし工事も着手されていないので事業承継というかたちで事業計画変更承認申請書は出して頂いています。しかしながら、新たに5条の申請は必要ですので今回添付書類は前回の通り出して頂きまして、■■■■さんの資金証明をつけて申請して頂いております。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。

	議 長	<p>以上で本日もご提案します議案については終了しました。</p>
		<p>午後2時00分</p>
		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和3年11月29日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>